

この 容性を理解するためには、まずイスラ ムが正式な国家であり、宗教の信条に沿った 法が定められていた 代を ていかなければなりません。彼が 言者としてマッカに住んだ13年 においても 容の精神の例は多く て取れますが、それはおおまかにはムスリムたちの 判とイスラ ムの地位を向上させるためのものであるという 解がされてしまうおそれがあります。そのため、ここでは 言者のマディ ナへ移住 、特に 法が定められた の期に限定して します。

サヒ ファ

他宗教への 容さとして 言者によって示された最善の例は、初期の 史家らによって「サヒ ファ」と呼ばれる 法そのものでしょう

。 言者がマディ ナに移住したとき、 なる宗教的指 者としての彼の役割は わり、彼はイスラ ムの原 に基づいて 治される国家の政治的指 者となりました。そこでは、 年に渡る争状 において失われていた、社会における 和と安定 治のための明白な 法が求められました。それはムスリム、ユダヤ教徒、キリスト教徒、偶像崇 者たちの平和的共存を保 しなくてはならないものでした。そのため、 言者はマディ ナに居住する全ての当事者たちの 任の 、つまりお互いの や禁止事 をした「法」を定めたのです。全ての当事者たちはそこに されたことに い、 法 反は反逆行 であると なされました。

一つの国家

法の第一条では、マディ ナの全居住者はムスリムを始め、 定を んだユダヤ教徒、キリスト教徒、偶像崇 者たちが皆「一致 した一つの国家」とであると明 しました。宗教、人、家柄に わらず、全 がマディ ナ社会の市民であると なされました。条 において次のように明 されているよう、他宗教の人々はムスリム同 に危害から保 されたのです。「我々に うユダヤ教徒たちには援助と平等が与えられる。彼らは危害を加えられず、彼らの が支援されることはない。」それ以前、各部族にはマディ ナの内外に同盟者や 者がいました。 去に存在していた 定を遵守していたそれらの なる 部族を、 言者は一つの 治システムに み みしました。全ての部族はそれぞれが に持っていた同盟 とは わりのない、全体的な同盟を ばなければなりませんでした。他宗教や他部族へのいかなる攻 であれ

ここでは、言者がそれぞれの宗教に し、 においては 法の条 反がない限り、それぞれの典に基づいて 事を することを しています。こうした 定は、社会の平和的共存という全体の福利を考 するものなのです。

脚注：

1 *Madinan Society at the Time of the Prophet*, Akram Diya al-Umari, International Islamic Publishing House, 1995.

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/index.php/jp/articles/207>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。